

報告第 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

## 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、区政情報開示費用の請求に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和6年12月27日

足立区長 近 藤 弥 生

## 訴えの提起について

足立区は、下記により東京簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

### 記

#### 1 相手方

足立区梅田在住者

#### 2 訴えの要旨

(1) 足立区は、区政情報開示費用を支払わない相手方に対し、次のとおり支払督促を申し立てた。

ア 区政情報開示費用未納金 4 5 2 , 9 5 0 円の支払

イ アに対する遅延損害金の支払

ウ 手続費用の支払

(2) これに対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟手続に移行することになった。

#### 3 支払督促を申し立てた日

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 (水)

#### 4 相手方が督促異議を申し立てた日

令和 6 年 1 2 月 6 日 (金)

#### 5 民事訴訟法第 3 9 5 条の規定により訴えの提起があったものとみなされた日

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 (水)

#### 6 訴訟の遂行方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。